

防災会議関係

資料5 流山市防災会議条例

昭和37年12月24日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定により、流山市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 流山市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2人
- (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10人以内
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 5人以内
- (8) その他市長が必要と認め任命する者 6人以内

6 前項第7及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日条例第5号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(流山市水防協議会条例の廃止)

2 流山市水防協議会条例(昭和58年流山市条例第19号)は、廃止する。

資料6 流山市防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市防災会議条例(昭和37年流山市条例第18号。以下「条例」という。)第5条の規定により、流山市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(防災会議の代理出席)

第2条の2 委員(条例第3条第5項第7号及び第8号の規定により任命された委員を除く。)は、防災会議に出席できないときは、当該委員が属する機関又は組織の中から、あらかじめ当該委員が指名するものにその権限を委任することができる。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。
2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。
3 防災会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任による処理)

第4条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。
2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を防災会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

附則

この要領は、平成3年2月26日から施行する。

附則

この要領は、平成18年9月27日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

資料7 流山市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項

流山市防災会議運営要領第4条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1 災害が発生した場合において、情報を収集すること。(災害対策基本法(以下「法」という。)第16条第5項で準用する第14条第22項第2号)
- 2 災害が発生した場合において、災害応急対策に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。(法第16条第5項で準用する第14条第2項第3号)
- 3 関係行政機関等に対する協力要求に関すること。(法第21条)
- 4 災害対策本部の設置に関すること。(法第23条第1項)
- 5 その他軽易な事項

資料8 流山市防災会議委員名簿

委 員	委 員 名
会長	流山市長（会長）
1号委員	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長
	農林水産省関東農政局千葉農政事務所食糧部長
2号委員	千葉県東葛飾県民センター所長
	東葛飾地域整備センター所長
	千葉県柏健康福祉センター長
3号委員	千葉県流山警察署長
4号委員	流山市副市長
	流山市企画財政部長
	流山市総務部長
	流山市健康福祉部長
	流山市子ども家庭部長
	流山市産業振興部長
	流山市環境部長
	流山市都市計画部長
	流山市都市整備部長
流山市土木部長	
5号委員	流山市教育委員会教育長
6号委員	流山市消防長
	流山市消防団長
7号委員	株式会社 NTT 東日本 - 千葉東葛飾営業支店 支店長
	東京電力株式会社葛飾支社副支社長
	京和ガス株式会社 常務取締役
	総武流山電鉄株式会社 鉄道部次長
8号委員	陸上自衛隊需品学校 学校長
	社団法人流山市医師会 会長
	社団法人流山市歯科医院会 会長
	流山市水道事業管理者
	北千葉広域水道企業団 技術部長
	流山建設業協同組合 顧問

事務局 流山市市民生活部安心安全課
市民生活部長
安心安全課長